



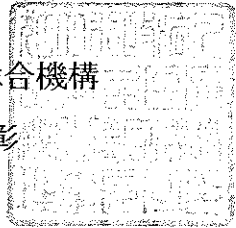
薬機発第 0804012 号

平成 17 年 8 月 4 日

各都道府県 薬務主管部（局）長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

理事長 宮 島 彰



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構が行う簡易相談への
「テレビ会議システム」の試験的導入等について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う簡易相談の実施については、平成 16 年 4 月 1 日付薬機発第 14 号機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施について」（以下「通知」という。）により行っているところです。

今般、遠隔地域の簡易相談申込者の利便性を図るため、「テレビ会議システム」を利用した簡易相談を下記のとおり大阪医薬品協会において試験的に実施することといたしましたので、貴管内関係業者等への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、同趣旨につきまして、別紙の関係団体の長あてに通知済みであることを念のため申し添えます。

記

1. 実施場所について

簡易相談については、通知の（別添 2）「対面助言のうち④、⑤、⑥（簡易相談）に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）により、機構内の所定の場所で実施しているところですが、今般、それに加えて、大阪医薬品協会（大阪市中央区伏見町 2 丁目 4 番 6 号）と機構を電話回線で接続した「テレビ会議システム」を利用した簡易相談を試験的に実施します。



2. 対象範囲について

大阪医薬品協会における「テレビ会議システム」を利用した簡易相談の対象範囲については、実施要領により既に行っている対面方式と同様とします。

3. 申込方法等について

大阪医薬品協会における「テレビ会議システム」を利用する簡易相談の申込方法等については、実施要領により既に行っている対面方式と同様とします。

ただし、実施要領の様式第7号又は8号による申込書の備考欄に、「大阪医薬品協会での簡易相談を希望」と記載してください。

4. 開始時期について

平成17年9月12日以降分の簡易相談から実施します。

5. 都道府県又は大阪医薬品協会以外の団体において「テレビ会議システム」を利用した簡易相談を希望する場合について

大阪医薬品協会と同様に、各都道府県又は団体において「テレビ会議システム」を利用した簡易相談の実施を希望する場合には、平成17年10月31日までに機構審査管理部業務課へご相談ください。

連絡先：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査管理部業務課

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階

TEL 03-3506-9437 (ダイヤルイン)

FAX 03-3506-9442

(別紙)

関係団体

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

日本臨床検査薬協会

米国研究製薬工業協会技術委員会

欧州製薬団体連合会技術小委員会

日本医療機器産業連合会

在日アメリカ商工会議所医療機器・体外診断薬委員会

欧州ビジネス協議会医療機器・体外診断薬委員会

日本化粧品工業連合会

日本輸入化粧品協会

日本石鹼洗剤工業会

浴用剤工業会

日本エアゾール協会

日本エアゾールヘアラッカー工業組合

在日アメリカ商工会議所化粧品委員会

欧州ビジネス協議会化粧品委員会

日本衛生材料工業連合会

日本清浄紙綿類工業会

日本パーマネントウェーブ液工業組合

日本殺虫剤工業会

日本防疫殺虫剤協会